

「事業計画策定ガイドライン改正案」に関する意見公募の実施結果について

令和3年3月31日 掲載
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「事業計画策定ガイドライン」の改正に向け、下記要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。
御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和3年2月15日（月）～令和2年3月16日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送、FAXにより御意見を募集。

2. 提出意見数

50件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「事業計画策定ガイドライン改正案」に関する意見公募の実施結果について（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
「適切な事業実施のために必要な措置」に関する御意見		
1	再生可能エネルギー発電設備について、落下事故や騒音を始めとして地域住民への影響が生じている。地域住民の理解を得ないまま事業実施している事例もあり、大きな問題となっている。行政として適正化もしくは地元理解が進むよう指導するべきではないか。	本ガイドラインでは、再生可能エネルギー事業を行うとする事業者が、地方自治体や地域住民の意見を聞き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めることを定めています。本ガイドラインに違反した場合には、再エネ特措法第12条（指導・助言）等の対象となる可能性があります。
2	FIT認定を受けた後、事業譲渡が行われた場合は、再生可能エネルギー発電事業の責任主体が不明となるため、自治体にとっては、事故対応や撤去自治体に際して大きな問題となっている。	いただいた御意見は、今回の改正事項に係るものではないと考えておりますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、FIT認定を取得した再生可能エネルギー発電設備（太陽光20kW未満を除く）については、認定事業者名等の再エネ発電事業計画に記載された事項について、経済産業省ホームページにて公表しています。
3	環境アセスメントのフローチャートについて、発電事業者が間違い防止のために一元化を求める。フローチャートの現行は環境アセス配慮書手続きからになっているが、企画立案をフローチャートに記載してほしい。	ご指摘の「フローチャート」が具体的にどの記載事項に関するものか明らかではありませんが、本ガイドラインにおける「第2章 適正な事業実施のために必要な措置」に係る事項は、必ずしも環境影響評価法に係る手続きに限らず、自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施する上で必要な事項を記載しております。
「地域活用要件」に関する御意見		
4	<p>「第4節 地域活用要件に関する事項」について。</p> <p>「需要地に近接して柔軟に設置できる小規模事業用太陽光発電は、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資することが期待される。」とあるが、「柔軟に設置できる」ことは地方自治体の規制をほとんど受けずに設置できるということであり、これまで各地で地域の環境破壊を引き起こしている実態がある。</p> <p>「低圧（10kW以上50kW未満）設備については、地域でのトラブル、大規模設備を意図的に小さく分割することによる安全規制の適用逃れ、系統運用における優遇の悪用などが発生」という分析に対する措置が「自家消費型の地域活用要件」では納得できない。</p> <p>「地域でのトラブル」発生の根本原因は、地元の住民が参入事業者を選べないという点にある。FITの認定を受ける以前に、事業計画を吟味する権利なく、事業による影響を最も多く受ける地元住民が計画を知るのは、ほとんどの場合、森林の伐採が始まってからであったり、目の前の道に重機が入り込んでからである。</p> <p>「地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるためには」という表現も事業者側からの視点である。「信頼」に値するだけの事業を行っているか、住民がチェックできる仕組みが必要。その結果が「長期安定」に結び付くか否かは事業者の努力次第。</p> <p>参入事業者の素性或資金力などの基本的情報開示と「地域密着」は不可分であるという認識のもとに2020年度以降の認定基準を考えほしい。</p>	<p>再生可能エネルギー事業を長期安定的に行うためには、地元の理解を得ながら事業を進めていくことが重要です。</p> <p>いただいた御意見は、今回の改正事項に係るものではないと考えますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、2017年4月に施行された改正再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインにおいては、発電事業者が地域住民と適切なコミュニケーションを図ることを努力義務としております。再生可能エネルギー事業が地域と共生して、長期安定的に運営していけるよう、各自治体と連携しながら取り組んでまいります。</p>
5	<p>・該当箇所 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）改正案」 第4節 P10 下から4行目～ このため、低圧（10kW以上50kW未満）設備について、2020年度以降の認定要件には、FITの認定基準として、自家消費型の地域活用要件（以下の1,2の両方）を求めることとする。 P11 □枠内1</p> <p>当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費を行うこと。又は、発電電力量の少なくとも30%について、電気事業法に基づく特定供給を行うこと。【再エネ特措法施行規則第5条第1項第9号の2、第5条第2項第5号の2イ】</p> <p>・意見内容 当連合会に加盟する各社においては、（賃貸）集合住宅の屋根上にオーナーがPVを設置する形態で、再エネの普及を行っていたが、昨年のルール改正で、低圧（10kW以上50kW未満）設備の採用数が激減する状況になっている。2050年にカーボンニュートラルを実現するためには（賃貸）集合住宅での再エネ普及は不可欠であり、低圧（10kW以上50kW未満）の設備に関する運用ルールの緩和を希望する。例えば下記のような案が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従前通り全量売電も可とする。 2. 共用部を使用することによって自家消費を行い、非常時に地域に電源を供給できる仕組みを備え、確実な地域貢献を担保することによって自家消費の制限を外す。 3. 10kW未満住宅用のカテゴリに組み込む。（10年固定、余剰のみ） <p>・理由 賃貸住宅においてはPVを各戸に個別配線することにより自家消費率30%で計画できたとしても、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初期コストが上がること。 2. 入居者の入れ替え時に事業計画認定の手続きが煩雑になること。 3. 退去等による不確定要因により自家消費率の要件が未達時に、認定取り消しとなるリスクがあること。 <p>などで導入を進めることは困難な状況にある。</p>	<p>2020年度の調達価格等算定委員会では、「自家消費型の地域活用要件が設定された事業用太陽光（10-50kW）については、昨年度の本委員会で、自家消費型への支援重点化を含めて整理したところであり、かかる事業の定期報告データが出てきていない現時点においては、2020年度の地域活用要件を維持して様子を見ること」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱い、パブリックコメントを経て、この意見及び当該意見を尊重して決定した省令告示を踏まえて記載しているものです。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	<p>・該当箇所 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）改正案」 第4節 地域活用要件に関する事項 【解説】P12 3行目～ ・・・制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、当該再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じることとする。</p> <p>・意見内容 屋根上設置の10-50kW太陽光は、自家消費率の要件未達時に認定取り消しとなるリスクがあり、事業採算性を予測することが困難な状況にある。 自家消費率30%未達となった場合は、買取量を発電量の70%までに制限する等、認定取り消しのリスクを排除してほしい。</p> <p>・理由 例えば賃貸住宅においては、PVを各戸に個別配線することにより自家消費率30%で計画したとしても、想定よりも入居率が低い状態が続くと自家消費率30%を維持できない可能性がある。要件未達時に認定取り消しとなるリスクがあることが、導入を妨げる要因の一つとなっている。</p>	<p>2020年度の調達価格等算定委員会では、「自家消費型の地域活用要件が設定された事業用太陽光（10-50kW）については、昨年度の本委員会でも、自家消費型への支援重点化を含めて整理したところであり、かかる事業の定期報告データが出てきていない現時点においては、2020年度の地域活用要件を維持して様子を見ること」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、パブリックコメントを経て、この意見及び当該意見を尊重して決定した省令告示を踏まえて記載しているものです。</p>
7	<p>今回の事業計画策定ガイドラインの改正は近年激化する自然災害に対応する上で地域の電力インフラにおけるレジリエンスの向上、強化が必要であり、実施しなければならぬ施策の一つであると考えます。以下、質問とお願い。</p> <p>（1）自家消費型・地域消費型要件において 1. ○1の「・・・少なくとも30%を自家消費・・・電気事業者に供給」とあるが、この要件を満たすための配電線等への接続例を示してほしい。 2. ○2の「小売供給する電力量の50%以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給する」とあるが、50%の母数はその小売電気事業者の総売電量もしくは当該事業計画による発電量の何れかを示してほしい。 3. 今後の新規水力発電所開発候補地は県境の辺鄙な中山間地となるケースもあり、「当該発電設備が所在する都道府県内へ供給する」のみでなく、「当該発電所が隣接する都道府県」も対象とするようお願いしたい。 4. 地域活用を高める上で配電線バンクの容量アップが必要。容量アップに要するコスト全額が発電事業者負担とならない仕組み作りをお願いしたい。 5. 発電した電気が同一県内に供給されたエビデンスをどのように示せばよいのか教えてほしい。また、これと切り離れた環境価値は基準割合を超えて県境を跨ぐ事は可能かについて教えてほしい。</p> <p>（2）地域一体型の地域活用要件 1. ○2、○3について、地方公共団体によっては財政的に全額出資は困難である、もしくは事業決定、執行に時間を要するケースも考えられることから、「地域活用要件」をクリアできる出資比率を極力抑えてほしい。例えば「地方公共団体の出資比率10%以上」とする等。</p> <p>(1)および(2)に関して、事業計画時に要件を満たしていても、事業環境の変化や操業のトラブルによって一時的に条件が未達となる場合の処置について予め制度に織り込んでどうか。また、継続的に未達となる場合の緩和措置もご検討してほしい。</p>	<p>いただいた御意見のうち、（1）1、2、5（前半）について、事業計画策定ガイドライン（水力発電）（地熱発電）（バイオマス発電）それぞれの別紙「地域活用要件について」にあるとおり、「今後、各要件に係る留意事項等がさらに整理される」予定であり、いただいた御意見を踏まえ、適切な執行に向けて整理してまいります。</p> <p>いただいた御意見のうち、（1）3について、2020年度の調達価格等算定委員会では、自家消費型・地域消費型の地域活用要件（地熱・中小水力・バイオマス）の1つとして、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電力量の5割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するもの。」「都道府県という単位が比較的大きいということをもふまえ、1の都道府県を中心に小売供給する小売電気事業者または登録特定送配電事業者に限定することとする。」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、（1）4について、今回の改正事項に係るものではないと考えますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見のうち、（1）5（後半）について、2020年度の調達価格等算定委員会で取りまとめられた意見では、地域活用要件について、環境価値に係る要件はありません。</p> <p>いただいた御意見のうち、（2）1. について、2020年度の調達価格等算定委員会では、地域一体型の地域活用要件（地熱・中小水力・バイオマス）のうち「自治体が自ら事業を実施するもの、又は自治体が事業に直接出資するもの」について、「自治体（地方公共団体）の主体的な関与が重要である。しかし、「主体的な関与」には様々なかたちがあると考えられることから、当面は、地方公共団体の主体的な関与を求めつつ、その関与の内容についてFIT認定申請の際に申告してもらうこととし、当該情報が蓄積されたら、具体的な要件を検討することとした。それまでの要件として、自治体（地方公共団体）が出資する先の主体は、金額の多寡を問わず、地方公共団体から認められているとし、出資額の金額の多寡は問わないこととした。また、発電事業のみならず、電気供給先の小売電気事業者等が、地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資ものについても認めることとした。」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、最後の点について、2020年度の調達価格等算定委員会では、地域活用要件に係る制度面の補足事項（地熱・中小水力・バイオマス）として、「地域活用要件を満たさなくなった場合は、FIP制度への移行認定を申請いただくか、または、認定基準違反により改善命令・認定の取消しの対象とする。」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して記載しているものです。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
8	<p>・該当箇所 事業計画策定ガイドライン（水力発電）改正案 P3 （1）自家消費型・地域消費型の地域活用要件 マル2 、契約の相手方にあたる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電力量の50%以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するものであること。</p> <p>・意見内容および理由1 【意見内容】 FIT売電開始以降、契約の相手方の小売供給する電力量は定期的な報告が必要であるか確認したい。 なお、FIT認定以降、契約している小売電気事業者が当該都道府県への小売供給する電力量の50%を下回ることもあるかと考えるが、認定取消しの対象から外していただきたい。 【理由】 小売電気事業者による供給先の割合は、発電事業者がコントロールできるものではないため。</p> <p>・意見内容および理由2 【意見内容】 目的は地域消費であることから「小売供給する電力量の50%以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給する」という小売電気事業者の条件の他に以下の条件も認めていただきたい。 (条件) 「当該再生エネ電気を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給する電気料金メニューを有している」 【理由】 地域での消費に変わりはなく、参入する小売電気事業者の制限となるため。</p>	<p>いただいた御意見のうち、1点目について、2020年度の調達価格等算定委員会では、地域活用要件に係る制度面の補足事項（地熱・中小水力・バイオマス）として、「地域活用要件を満たさなくなった場合は、FIP制度への移行認定を申請いただくか、または、認定基準違反により改善命令・認定の取消しの対象とする。」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、2点目について、2020年度の調達価格等算定委員会では、自家消費型・地域消費型の地域活用要件（地熱・中小水力・バイオマス）の1つとして、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電力量の5割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するもの。」「都道府県という単位が比較的大きいということをふまえ、1の都道府県を中心に小売供給する小売電気事業者または登録特定送配電事業者に限定することとする。」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して記載しているものです。</p>
9	<p>・該当箇所 事業計画策定ガイドライン（水力発電）改正案 P4 （1）自家消費型・地域消費型の地域活用要件 【留意事項】マル1について、自家消費比率を確認することができるように発電電力量を記録すること。</p> <p>・意見内容 自家消費比率の確認はどの程度の頻度でされるか確認したい。 できれば1年/回の定期報告としていただきたい。 発電電力量の記録はどのようなものが認められるのか確認したい。</p> <p>・理由 記録装置の有無など、事業の予見性に関わるため。</p>	<p>事業計画策定ガイドライン（水力発電）別紙「地域活用要件について」にあるとおり、「今後、各要件に係る留意事項等がさらに整理される」予定であり、いただいた御意見を踏まえ、適切な執行に向けて整理してまいります。</p>
10	<p>・該当箇所 事業計画策定ガイドライン（水力発電）改正案 P4 （2）地域一体型の地域活用要件 マル1. . 当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているものであること。</p> <p>・意見内容および理由1 【意見内容】 災害時を含む電気又は熱の供給先の主体が地方公共団体に限定されているように読み取れるため、民間事業も認めていただきたい。 【理由】 水力開発の適地は多くが山間地であり、地方公共団体が発電所の近傍にあるケースが極めて少なく、系統トラブルの影響を受けやすい。</p>	<p>いただいた御意見のうち、1点目について、2020年度の調達価格等算定委員会に取りまとめられた意見を尊重して記載しているものであり、当該地方公共団体内に位置する民間需要に対する供給を排除するものではありません。</p> <p>いただいた御意見のうち、2点目について、2020年度の調達価格等算定委員会に取りまとめられた意見を尊重して記載しているものであり、現時点では「災害時」について特段の定義をしておりません。事業計画策定ガイドライン（水力発電）別紙「地域活用要件について」にあるとおり、「今後、各要件に係る留意事項等がさらに整理される」予定であり、いただいた御意見を踏まえ、適切な執行に向けて整理してまいります。</p> <p>いただいた御意見のうち、3点目について、2020年度の調達価格等算定委員会に取りまとめられた意見を尊重して記載しているものであり、災害時の電気供給の方法について限定しておりません。</p>
11	<p>風力発電についても早急に地域活用要件を求めてほしい。現在のメガ風力発電は地元にとっては、環境と暮らしが破壊されるだけの、ほとんどいいことがない事業である。過疎地をエネルギー植民地/犠牲地にするようなことがないよう、お願いしたい。</p>	<p>2020年度の調達価格等算定委員会では、「風力発電の基本的な方向性として、まずは、入札制の導入によるコスト低減から進めることが妥当と考えられる。すなわち、少なくとも2022年度は、風力発電に対して、FIP制度のみ適用が認められる区分等は設けないこととし、来年度以降の本委員会にて、風力発電の状況や事業環境をふまえて、2023年度以降の取扱いについて検討することとした。また、一部の風力発電を地域活用電源として支援していくことの是非及び支援する場合の地域活用要件についても、それに合わせて、来年度以降の本委員会にて検討することとした。」とする意見が取りまとめられました。引き続き、これらの意見を尊重して検討を進める考えです。</p> <p>なお、2017年4月に施行された改正再生エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインにおいては、発電事業者が地域住民と適切なコミュニケーションを図ることを努力義務としております。再生可能エネルギー事業が地域と共生して、長期安定的に運営しているよう、各自治体と連携しながら取り組んでまいります。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
「撤去及び処分」に関する御意見		
12	<p>太陽光発電設備の廃棄等費用について反対する。</p> <p>FIT期間限定での事業であれば強制積み立ても理解できるが、FIT後も事業を継続させることがFITの目的であり、利潤を与える理由ではなかったのか。FIT後は速やかに設備を撤去・廃棄するべしということであれば、FITは国民負担で事業者に利益を与えただけの無駄な制度となってしまう。</p> <p>廃棄積み立てが元々必須だということは理解しているが、廃棄等費用について今出ている情報では外部積み立ては設備の撤去まで戻ってこないという印象が強く、FIT終了=事業終了であると誤った認識になりかねない。設備の撤去が進むと国民で負担してまで行ったFITは何のためだったのか、事業者の利益だけのためだったのか、となってしまう。FIT期間後も器具の交換等をしてでも事業を継続する場合もあるはずであり、FIT後も事業を継続する場合は廃棄等費用が使用できる等、預けたままにならないよう配慮をすることは再生可能エネルギーの普及に寄与し、FITが無駄な政策だったとならないためにも必要だと考える。</p> <p>また、外部積み立ての管理のために国の機関を新設し新たな官僚のポストを作るようなことはせず、民間金融機関の活用をお願いする。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い、太陽光発電は急速に拡大してきた一方で、太陽光発電事業は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっており、このため、発電事業の終了後、太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかとといった地域からの懸念があります。FIT制度では、将来の適切な廃棄を促すために、廃棄に必要な費用を繰り込んで調達価格を決定しており、事業者自身で必要な費用を積み立てることが期待されていますが、積立の実施率が低かったことを踏まえ、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経て、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として源泉徴収的に外部積立てする制度を適用する予定となっております。</p> <p>本制度は、FIT制度の調達期間の終了後も発電事業者が長期安定的に行われることを促すことを原則の一つとして検討が進められ、その結果、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小もしくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合については、一定の条件下で積立金の取戻しが認められる予定です。</p> <p>また、外部積立てされる積立金の管理に関する業務は、2022年4月に施行される改正再エネ特措法に基づき、電力広域的運営推進機関が行うこととなっております。電力広域的運営推進機関は、既に電気事業法上において認可法人として設立されており、本制度のために新設するものではありません。</p>
12	<p>「2022年7月から適切な時期において、原則として売電収入から廃棄等費用を源泉徴収に差し引き、外部機関に積み立てることを義務付ける」とのことだが、断じて容認できない。</p> <p>廃棄費用は、事業者側の責任であるべきもの。何の権利があって行うのか。外部機関とあるが、新たな利権、天下り先を作りたいたけではないか。</p> <p>仮に積立てした場合、どのような形で積み立てるのか、運用するのか。当然、積立金の所有権は、事業者側にあるもの。その利息、運用益は、事業者に支払われるのか。長期に渡る事業運営で資金繰りが悪化した場合は、その積立金を取り崩し、運転資金に充てることができるのか。そもそも、廃棄費用がいくらかかるのか全く不明であるにもかかわらず、積立てするなどおかしい。高い負担金を払って系統連系を行ったのだから、設備を更新して事業を継続するため、廃棄するつもりなど一切ない。その場合、積立金は返還されるのか。この強制徴収は、財産権を侵害するもので法治国家としてありえない。これを実施するならば、事業者側から訴訟があることも考えるべき。</p>	<p>太陽光発電について、発電事業の終了後は、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。他方、FIT制度の導入に伴い、太陽光発電は急速に拡大してきた一方で、太陽光発電事業は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすくなっており、このため、発電事業の終了後、太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかとといった地域からの懸念があります。FIT制度では、将来の適切な廃棄を促すために、廃棄に必要な費用を繰り込んで調達価格を決定しており、事業者自身で必要な費用を積み立てることが期待されていますが、積立の実施率が低かったことを踏まえ、10kW以上の全ての太陽光発電事業を対象に、原則として、認定事業者の売電収入から積立金に相当する額を差し引くことで源泉徴収的に外部積立てする制度を適用する予定となっております。</p> <p>積立金の金額水準については、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループにおけるアンケート調査の結果、これまで調達価格の算定において想定してきた廃棄等費用の水準により、実際の費用の相当部分がカバーされると考えられます。このため、あらかじめ調達価格において想定されていた廃棄等費用に相当する額の積立てを求めることが適切であると整理されています。</p> <p>これらは、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経て、整理された方針です。</p> <p>また、外部積立てされる積立金の管理に関する業務は、2022年4月に施行される改正再エネ特措法に基づき、電力広域的運営推進機関が行うことになっており、積立金の運用も同法の規定の範囲内で行われます。電力広域的運営推進機関は、既に電気事業法上において認可法人として設立されており、本制度のために新設するものではありません。</p> <p>なお、本積立制度は、上記のとおり、廃棄等費用の積立てを確実に担保することによる再生可能エネルギー源の利用の促進という政策目的達成のための必要最小限度のものであり、財産権を不当に侵害するものではないと考えております。</p> <p>詳細については、以下を参照ください。</p> <p>(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ 中間整理 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_haikihyo_wg/201901210_report.html</p> <p>(参考) 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ第8回 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/s</p> <p>また、その他詳細については、ガイドライン（新）に記載のとおり、「別途定める廃棄等費用の積立てに関するガイドライン」に今後定めていく予定です。</p>
13	<p>積立期間について、FIT終了10年前でなく終了5年前からとするべきである。制度運用途中の変更であり、金融機関への返済期間は大方15年であるため、少なくとも事業を開始している者は、5年前からと短期にする。また、制度移行の猶予期間を十分に設けることも必要である。</p>	<p>積立時期は、FIT制度では太陽光発電（10kW以上）に対して調達期間20年間にわたって固定の調達価格で支援しており、国内外の多くのパネルメーカーは20～25年程度の性能保証を提供しているところ、通常はFIT制度による調達期間20年の途中で事業を廃止するのではなく20年を超えて事業が継続されると考えられることを念頭に、運転維持費に対して初期にかかる資本費が大きいという電源特性もふまえた事業者の負担、手続きのタイミングに関する事業者間の公平性、事業者の混乱を抑制するためのシンプルな制度設計、対象案件数が多い中でのシステム面や契約面での管理運営コストの抑制といった観点から、同制度による義務的な積立は一律に調達期間終了前10年間とする予定です。これについては、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経た上での方針となっております。</p>
14	<p>積立金の税制上の取り扱いについて、経費として処理できるよう明記するべきである。</p>	<p>積立金は、事業者が将来取り戻すことができる資産として、預金と同様に取り扱われるため、毎年度、積立額を含む収入の全額が課税対象となるのが原則です。また、FIT制度により国民負担による価格支援を受けている事業者に税制上の優遇措置を講じることで、二重の国民負担が発生することにも留意が必要です。こうした観点も踏まえ、税制上の優遇措置を講じることなく、FIT制度の一環として実施する廃棄等費用の積立て制度の着実な実施により、太陽光発電設備の適切な廃棄処理を促していくことが重要であるとと考えております。</p>
15	<p>撤去工事費用支払いの手続き期間について、申請後から支払いまでの期間を短期間で行い、その期間を明記するべきである。土地を賃貸等で行っている場合など契約期間内で撤去工事ができない場合があると想像できる。この制度が足かせになる。</p>	<p>御意見として承り、制度の適切な運用に向け、参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	<p>「太陽光発電が適切に廃棄されない懸念に対応するため、発電事業者に対し、廃棄のための費用に関する外部積立て義務を課します。」とありますが、これは風力発電にも必要と考えます、現在の土地賃貸契約書は地権者と事業者との契約です。契約書には撤退廃棄時には土地は現状復帰すると書いてあるが担保されていません、事業者が撤退した場合は地権者責任になります、将来の環境を地権者に任せるので良いのでしょうか。</p>	<p>風力発電など太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電設備についても、発電事業の終了後、廃棄物処理法等に基づき、事業者が適正に廃棄処理する必要があります。</p> <p>一方、外部積立ては、事業者による柔軟な資金の活用を制限する面があるため、廃棄等費用の確保の在り方については発電事業の種類や特性などに応じた慎重な検討が必要です。事業用太陽光については、廃棄等費用について、2018年からFIT制度の事業計画策定ガイドラインで積立てを求めるとともに、積立ての実施状況にかかる報告を求めています。それでもなお積立て実施率が低かったことを踏まえ、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループや再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会における審議、及び同小委員会中間取りまとめのパブリックコメントを経て、原則として源泉徴収的に外部積立てする制度を適用する予定となっております。</p> <p>風力発電についていただいた御意見は、今回の改正事項に係るものではないと考えますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
17	<p>太陽光の「事業終了後の撤去・処分の実質的解説」について、「適正処理に必要な太陽電池モジュールの含有化学物質の情報については、製造業者または輸入業者のWEBや当該業者への照会等により、入手しておく必要がある（参考：一般社団法人太陽光発電協会使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版））」との記載があるが、「環境省 廃棄物情報の提供に関するガイドライン」も追記することが望ましい。産業廃棄物を廃棄するにあたり、廃棄物データシート（WDS）が求められることがあるため、参考となる環境省のガイドラインの追記することが望ましい。</p> <p>http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/</p> <p>また、太陽電池メーカーによってはJPEAのガイドラインにある情報のみしか公開しておらず、その情報のみでは、廃棄物データシート（WDS）の作成が困難である。運用面でも、太陽電池メーカーにWDSの公開を求めるように働きかけてほしい。</p> <p>なお、パナソニックなどすでにWDSを公開しているメーカーも存在する。</p> <p>https://www2.panasonic.biz/lis/souchikuene/solar_sales/waste/</p>	<p>いただいた御意見は、今回の意見公募の対象ではないと考えますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
バイオマスに関する御意見		
18	<p>■全体 猶予期間の2022年3月31日/2023年3月31日までの延長</p> <p>もともと21年3月/22年3月までだったものが1年間も延長されているが、21年3月/22年3月までの対応でも遅かったものが更に先延ばしされている。次年度以降更にずらすと延長対応はしないよう厳密なスケジュール管理をすべきと考える。</p>	<p>持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を前提に認められている経過措置について、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、以下内容について取りまとめられました。「第三者認証機関における審査が想定以上に遅延していることに加え、燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響も想定され、発電事業者にとって予見困難な状況変化と考えられる。これに鑑み、発電事業者が、第三者認証を取得したバイオマス燃料の調達のために必要と考えられる準備期間を確保するため、以下のとおり持続可能性確認に係る経過措置を延長。・パーム油の持続可能性確認に係る経過措置を2022年3月末まで1年間延長。・PKS及びパームトランクの持続可能性確認に係る経過措置を2023年3月末まで1年間延長。」</p> <p>これを受けて、2020年度の調達価格等算定委員会では、上記内容について調達価格等算定委員会としても承認する意見が取りまとめられました。今般の取扱い、同意見を尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>・該当箇所</p> <p>また、2018年12月19日までに運転開始していない案件については、持続可能性（合法性）の確認に関する事業者の自主的取組を行い、取組の内容及び燃料調達元の(株)農園の情報を自社のホームページ等で情報開示するとともに、持続可能性（合法性）の確認ができるまでは運転開始しないことを条件として、2022年3月31日までその確認を猶予する。</p> <p>・意見内容</p> <p>主産物の持続可能性の認証確認については、2018年12月19日までに運転開始していない案件の猶予期間は、現行のガイドラインより1年延長して2022年3月31日としているが、副産物の認証確認と同様に、2023年3月31日までの猶予期間としてほしい。</p> <p>・理由</p> <p>主産物の認証プロセスは農園から発電所までのサプライチェーンを求めており、副産物（例えばPKS）の認証プロセスは燃料発生地点から発電所までのサプライチェーンが求められる。両者とも同様なプロセスで持続可能性の認証が求められることから、主産物及び副産物についても同様な猶予期間とすることが合理的である。</p>	<p>持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を前提に認められている経過措置について、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、以下内容について取りまとめられました。「第三者認証機関における審査が想定以上に遅延していることに加え、燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響も想定され、発電事業者にとって予見困難な状況変化と考えられる。これに鑑み、発電事業者が、第三者認証を取得したバイオマス燃料の調達のために必要と考えられる準備期間を確保するため、以下のとおり持続可能性確認に係る経過措置を延長。・パーム油の持続可能性確認に係る経過措置を2022年3月末まで1年間延長。・PKS及びパームトランクの持続可能性確認に係る経過措置を2023年3月末まで1年間延長。」</p> <p>これを受けて、2020年度の調達価格等算定委員会では、上記内容について調達価格等算定委員会としても承認する意見が取りまとめられました。今般の取扱い、同意見を尊重して記載しているものです。</p>
20	<p>p.2 丸8 「丸4のうち主産物について、（中略）2022年3月31日までにその確認を猶予する」</p> <p>一いかなる理由があっても、持続可能性および合法性が確認できない燃料の利用はFIT制度によって容認されるべきではなく、また再生可能エネルギーとしても資さないため、期限の延長はすべきでない。なお、猶予期限の延長理由として、調達価格等算定委員会は、「第三者認証機関における審査が想定以上に遅延していること」や「燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響が想定されるため、発電事業者にとって予見困難な状況変化と考えられる」ことに鑑み、「発電事業者が、第三者認証を取得したバイオマス燃料の調達のために必要と考えられる準備期間を確保するため」としているが、改訂案では「2018年12月19日までに運転を開始している案件」に対しても猶予期限の延長を適用することになっており、燃料の持続可能性及び合法性は本来稼働前に証明すべきため、既に稼働済みの案件に適用することは理にかなっていない。</p> <p>P2 丸8 「持続可能性（合法性）の確認ができるまでは運転開始しないことを条件として」</p> <p>→「持続可能性に関する認証の取得が確認できるまでは」とすべき。</p> <p>理由）事業者による自主的な確認が容認されてしまっているように読める。</p> <p>p.3 丸9 「丸4のうち副産物については、（中略）2023年3月31日までその確認を猶予する。」</p> <p>一いかなる理由があっても、合法性を含む持続可能性が確認できない燃料の利用はFIT制度によって容認されるべきではなく、また再生可能エネルギーとしても資さないため、期限の延長はすべきでない。</p> <p>p.3 丸9 「事業者の自主的取組を行い、取組の内容及び農園等の燃料発生地点の情報を自社のホームページ等で情報開示することを条件として、」</p> <p>一現在稼働しているPKSなどの副産物を利用するFIT認定の発電所の多くは、取組の内容及び農園等の燃料発生地点の情報をホームページ等で公開していない。よって、合法性を含む持続可能性の確認が取れるまで運転開始しないことを条件に加えること、上記条件が確実に実施されていることを確認する体制の確立をすべき。</p>	<p>いただいた御意見のうち、1点目及び3点目について、持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を前提に認められている経過措置について、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、以下内容について取りまとめられました。「第三者認証機関における審査が想定以上に遅延していることに加え、燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響も想定され、発電事業者にとって予見困難な状況変化と考えられる。これに鑑み、発電事業者が、第三者認証を取得したバイオマス燃料の調達のために必要と考えられる準備期間を確保するため、以下のとおり持続可能性確認に係る経過措置を延長。・パーム油の持続可能性確認に係る経過措置を2022年3月末まで1年間延長。・PKS及びパームトランクの持続可能性確認に係る経過措置を2023年3月末まで1年間延長。」</p> <p>これを受けて、2020年度の調達価格等算定委員会では、上記内容について調達価格等算定委員会としても承認する意見が取りまとめられました。今般の取扱い、同意見を尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、2点目について、今回の改正事項に係るものではないため記載を改めることはませんが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見のうち、4点目について、今回の改正事項に係るものではないと考えますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
21	<p>2P 丸8 認証取得に関する猶予期間の延長について 今回改訂でこれまで21年3月末であった主産物の認証取得猶予期間を22年3月末とした。猶予期間はこれまで3年間あり、パーム油の認証は2019年時点で既に調達可能であり、認証が存在しなかったPKSとは異なる。そのため猶予期間を延ばす合理的な理由はない。21年3月末で猶予期間を終わらせ、少なくともGHG排出量以外の持続可能性の確保に努めるよう促すべきである。</p> <p>4p（留意事項）新規燃料の取扱いについて 「食料競合の懸念の有無から非可食かつ副産物であることが求められ、さらにライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものを、FITの対象とする」とあり、これは大変意義が大きい。一方で、既存燃料や既認定発電所においては、「可食の主産物」であるパーム油が燃やされていること、非可食であっても「主産物」であり持続可能性基準をみたしていない木質燃料がFITの対象となっている。 「既にも買取対象となっている燃料についても、ライフサイクルGHG排出量の論点について（中略）注意が必要である」と以前から記述されているが、特に木質系燃料については、GHG排出量のみならず、持続可能性基準として何を求めるのか、早急に議論し要件を明らかにする必要があると考える。</p> <p>総論 FIT制度により、全国に中～小規模バイオマス発電所計画・建設が進んでいる。これらは環境アセスメントが求められる112,500kWを下回り、県の条例がある場合も8万kWなど比較的大きなものが想定されていることが多いため、FITで急増した発電所の多くはアセス無しで計画が進む。また、一般的に火力発電所は工業地帯の中に作られるものだが、小規模なものは住宅地付近や農耕地、丘陵地に計画されることもある。 福知山市においてFIT制度の下で作られたパーム油発電所は、悪臭・騒音の公害により数年間近隣住民を苦しめ公害調停に発展した。このようなケースが今後続かないためにもFITの要件としてすべてのバイオマス発電所に環境アセスメントの実施を義務付けるべきと考える。 またガイドラインP10にあるとおり、木質バイオマスを燃料とする場合は、「法に則って伐採された木材のみを燃料とみとめている」ため発電所の事業者はクリーンウッド法の登録事業者となり、木材の合法性確保とその報告を行うことを義務付けるべきと考える</p>	<p>いただいた御意見のうち、1点目について、持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を前提に認められている経過措置について、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、以下内容について取りまとめられました。「第三者認証機関における審査が想定以上に遅延していることに加え、燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響も想定され、発電事業者にとって予見困難な状況変化と考えられる。これに鑑み、発電事業者が、第三者認証を取得したバイオマス燃料の調達のために必要と考えられる準備期間を確保するため、以下のとおり持続可能性確認に係る経過措置を延長。・パーム油の持続可能性確認に係る経過措置を2022年3月末まで1年間延長。・PKS及びパームトランクの持続可能性確認に係る経過措置を2023年3月末まで1年間延長。」 これを受けて、2020年度の調達価格等算定委員会では、上記内容について調達価格等算定委員会としても承認する意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、同意見を尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、2点目について、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見のうち、3点目について、今回の改正事項に係るものではないと考えますが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>2P（8）取得に関する猶予期間の延長について 今回改訂でこれまで21年3月末であった主産物の認証取得猶予期間を1年延長し22年3月末とした。コロナ禍の影響を配慮したものとあるが、既に2019年から21年まで3年間猶予期間があった。パーム油認証は2019年時点で既に調達可能で、認証が存在しなかったPKSとは異なる。そのため猶予期間を延ばす合理的な理由は考えられない。21年3月末で猶予期間を終わらせ、少なくともGHG排出量以外の面での持続可能性の確保に努めるよう促すべきである。</p> <p>4p（留意事項）新規燃料の取扱いについて 新規燃料について、食料競合の懸念の有無から非可食かつ副産物であることが求められ、さらにライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものをFITの対象とする、とある。このことは大変意義が大きい。一方で、既存燃料や既認定発電所においては「可食の主産物」であるパーム油が燃やされていること、非可食であっても「主産物」で、持続可能性基準もみたしていない木質燃料がFITの対象となっている。「既にも買取対象となっている燃料についても、ライフサイクルGHG排出量の論点について（中略）注意が必要である」と以前から記述されているが、特に木質系燃料については、GHG排出量のみならず、持続可能性基準として何を求めるのか、早急に議論し要件を明らかにする必要がある。</p>	<p>いただいた御意見のうち、1点目について、持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を前提に認められている経過措置について、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、以下内容について取りまとめられました。「第三者認証機関における審査が想定以上に遅延していることに加え、燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響も想定され、発電事業者にとって予見困難な状況変化と考えられる。これに鑑み、発電事業者が、第三者認証を取得したバイオマス燃料の調達のために必要と考えられる準備期間を確保するため、以下のとおり持続可能性確認に係る経過措置を延長。・パーム油の持続可能性確認に係る経過措置を2022年3月末まで1年間延長。・PKS及びパームトランクの持続可能性確認に係る経過措置を2023年3月末まで1年間延長。」 これを受けて、2020年度の調達価格等算定委員会では、上記内容について調達価格等算定委員会としても承認する意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、同意見を尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、2点目について、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
23	<p>■P6 2. 通常運転時に求められる取組（1）安全の確保及び発電性能の維持に関する取組（略）5 「使用した燃料がバイオマス液体燃料のうちパーム油である場合には、持続可能性（合法性）を認証する書類を保存すること。また、国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達に当たっては、伐採等届出の提出等森林法の規定に従い伐採が行われたものであることを確認すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号ハ）』の記載が削除されているが、国内森林に由来する未利用材については、最低限の書類として伐採届を確認すべきである。</p>	<p>バイオマス発電の事業実施に当たっては、燃料安定調達を確保することが重要であり、燃料種に関わらず燃料調達の履歴について記録と保存を求めています。 御指摘いただいた箇所について、国内森林に係る木質バイオマスについては、これまで特出しする意図で記載されていましたが、今回、事業者への分かりやすさの観点から削除して簡明化を図ることを考えておりました。他方、いただいた御意見も踏まえ、「例えば、国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達に当たっては、伐採等届出の提出等森林法の規定に従い伐採が行われたものであることを確認すること。」と、例示として記載させていただきます。</p>
24	<p>・「持続可能性(合法性)」 →「合法性を含む持続可能性」とすべき。 理由) 持続可能性 = 合法性ではない。持続可能性は合法性を含む観点であり、従来、ガイドラインでは持続可能性を要求してはいたはず。</p> <p>P.7 丸3（3）「経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。」 →「経済産業省に提出すること。」 理由：経済産業省は、持続可能性認証が取得されていることを確認すべきである。</p> <p>p.10 「丸3（3）について、（中略）具体的には、森林認証制度（※1）やCoC認証制度（※2）等における認証が必要であるが、」 →この書き方は誤解を生じる。CoC認証は、持続可能性を証明するものではない。サプライヤーがCoC認証を持っていること、納品された輸入木質バイオマスにFM認証が付されていることの双方を確認すべきである。</p> <p>p.11 「（なお、異なる第三者認証でP&C認証を取得した燃料を混合して管理する場合は、（略））」 →異なる第三者認証の混合は、現実的には想定しづらく、認証のたてつけからも許容されないため、削除すべきである。</p> <p>p.11 「なお、バイオマス発電事業者が自主的に第三者認証のSC認証を取得した場合は、当該情報公開は不要である。」 →SC認証を取得したとしても、農園情報等を含む情報公開を行うべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今回の改正事項に係るものではないため記載を改めることはしませんが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
25	<p>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築</p> <p>丸4 農産物の収穫に伴って生じるバイオマスについて</p> <p>農産物由来の燃料については、認証基準に基づき経産省独自の評価が行われ、第三者認証としてRSPO、RSB、GGLのみがFIT買取対象として認められた。</p> <p>農産物由来のバイオマスについては、認証の内容にまで踏み込んだ検討が行われていることは評価できる。一方、輸入木質バイオマスはガイドラインに「認証が必要である」と明記されているにも関わらず、「詳細は林野庁の合法木材ガイドラインを参照すること」となっており、事業者の間では、合法木材ガイドラインのうち森林認証以外による合法性確認（団体認定など）を活用している例や、加工業者のCoC認証のみを確認し、原料生産地の森林認証を確認していない例がみられる。</p> <p>国民負担で支えられているFITの買取対象が合法性確認だけで不十分であることはこれまでの委員会、ワーキンググループの議論からも明白である。</p> <p>以下のとおり記述を明確化すべきと考える。</p> <p>現) ガイドライン10p 森林認証制度（コメ1）や CoC 認証制度（コメ2）等における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照すること。</p> <p>改定案) 森林認証制度（コメ1）とCoC認証制度（コメ2）における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」のうち、森林認証に関する部分を参照すること。また森林認証においても、基準がそれぞれ異なるため、FITバイオマス発電で求められる持続可能性の要件が十分に含まれていないものもある。農産物同様、木材認証の内容を比較検討し、求める要件を満たしている認証のみをFITの買取対象とすべきである。</p>	
26	<p>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築</p> <p>（4）農産物の収穫に伴って生じるバイオマスについて</p> <p>農産物由来の燃料については、認証基準に基づき経産省独自の評価が行われ、第三者認証としてRSPO、RSB、GGLのみがFIT買取対象として認められた。</p> <p>農産物由来のバイオマスについては、認証の内容にまで踏み込んだ検討が行われている一方、輸入木質バイオマスはガイドラインに「認証が必要である」と明記されているにも関わらず、「詳細は林野庁の合法木材ガイドラインを参照すること」となっており、事業者の間では、合法木材ガイドラインのうち森林認証以外による合法性確認（団体認定など）を活用している例がある。国民負担で支えているFITの買取対象が合法性確認だけで不十分であることはこれまでの委員会、ワーキンググループの議論からも明白であるため、以下のとおり記述を明確化すべきと考える。</p> <p>現) ガイドライン10p 森林認証制度（※1）やCoC 認証制度（※2）等における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照すること。</p> <p>改定案) 森林認証制度（※1）における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」のうち、森林認証に関する部分を参照すること。また、木材のGHG排出量以外での持続可能性を担保する森林認証についても、基準がそれぞれ異なるため、FITバイオマス発電に対して求められる持続可能性の要件が十分に含まれていないものもある。農産物同様、木材についても認証の内容を比較検討し、求める要件を満たしている認証のみをFITの買取対象とすべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今回の改正事項に係るものではないため記載を改めることはしませんが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築</p> <p>（4）農産物の収穫に伴って生じるバイオマスについて</p> <p>農産物由来の燃料については、認証基準に基づき経産省独自の評価が行われ、第三者認証としてRSPO、RSB、GGLのみがFIT買取対象として認められた。</p> <p>農産物由来のバイオマスについては、認証の内容にまで踏み込んだ検討が行われている一方、輸入木質バイオマスはガイドラインに「認証が必要である」と明記されているにも関わらず、「詳細は林野庁の合法木材ガイドラインを参照すること」となっており、事業者の間では、合法木材ガイドラインのうち森林認証以外による合法性確認（団体認定など）を活用している例がある。国民負担で支えているFITの買取対象が合法性確認だけで不十分であることはこれまでの委員会、ワーキンググループの議論からも明白であるため、以下のとおり記述を明確化すべきと考える。</p> <p>現) ガイドライン10p 森林認証制度（※1）や CoC 認証制度（※2）等における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を参照すること。</p> <p>改定案) 森林認証制度（※1）における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」のうち、森林認証に関する部分を参照すること。また、木材のGHG排出量以外での持続可能性を担保する森林認証についても、基準がそれぞれ異なるため、FITバイオマス発電に対して求められる持続可能性の要件が十分に含まれていないものもある。農産物同様、木材についても認証の内容を比較検討し、求める要件を満たしている認証のみをFITの買取対象とすべきである。</p>	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
28	<p>FIT制度により、全国に中～小規模バイオマス発電所計画・建設が進んでいる。これらは環境アセスメントが求められる112,500kWを下回り、県の条例がある場合も8万kWなど比較的大きなものが想定されていることが多いため、FITで急増した発電所の多くはアセス無しで計画が進む。また、一般的に火力発電所は工業地帯の中に作られるものだが、小規模なものは住宅地付近や農耕地、丘陵地に計画されることもある。</p> <p>福知山市においてFIT制度の下で作られたパーム油発電所は、悪臭・騒音の公害により数年間近隣住民を苦しめ公害調停に発展した。このようなケースが今後続かないためにもFITの要件としてすべてのバイオマス発電所に環境アセスメントの実施を義務付けるべきと考える。</p> <p>またガイドラインP10にあるとおり、木質バイオマスを燃料とする場合は、「法に則って伐採された木材のみを燃料とみとめている」ため、発電所の事業者はクリーンウッド法の登録事業者となり、木材の合法性確保とその報告を行うことを義務付けるべきと考える。</p> <p>加えて、パーム油の調達について識別番号を示すだけとなっているが、これでは、透明性が不足しており、原料となるパーム油が、どこの農園から来ているものか不明なままとなる。例えばRSPO認証油であっても、監査機関の問題などもあり、多くの苦情申し立てが出ており、基準を満たしていない事例も多数報告されている。よって、SGの認証油の調達元の農園リストについて、少なくとも年度毎に、報告することを義務付けて、持続可能性の担保の基礎となる透明なトレーサビリティのために、調達先農園情報を報告することを義務付ける必要がある。そのことによって、公表された調達先の農園リストがあれば、これらの農園に問題が確認されれば、その情報を元に、対応を求めることも可能になる。現状では、基準に違反する問題事例があったとしても、RSPOの対応が遅い場合や不十分な場合など、そうした状況を隠蔽したまま対応をしないことも可能となってしまうかねない。よって、調達先の農園情報の公表を求める。</p>	<p>いただいた御意見は、今回の改正事項に係るものではないため記載を改めることはしませんが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
29	<p>■全体 持続可能性基準</p> <p>バイオマス発電事業者への補助金が化石燃料と比べて大幅なGHG排出削減効果をもたらすようFIT法の目的を見直し、当該目的を達成し得る持続可能性基準を策定すべきである。また、GHGは国際的に信頼できる第三者による定量的な計算方法（既存の手法でも可）を確立し、一律に義務付け、算出には土地利用変化、（伐採等により）喪失した除去量、間接的土地利用変化、森林と土壌中の炭素蓄積から燃焼まで、ライフサイクルを通した計算を義務付けるべきである。</p>	<p>バイオマス発電の事業実施に当たっては、燃料安定調達を確保することが重要であり、燃料の産出地の国内外を問わず、燃料の持続可能性を確保することが求められる。</p> <p>バイオマス発電事業に伴って発生するライフサイクルGHG排出量については、2019年度の調達価格等算定委員会で、「食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。なお、既に取り扱っている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行う。」とする意見が取りまとめられました。</p> <p>また、2020年度の調達価格等算定委員会で、「今年度、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、「食料競合」・「ライフサイクルGHG」、「第三者認証スキームの追加等」について、その内容を専門的・技術的に検討し、「食料競合の考え方については整理が進んだものの、ライフサイクルGHG等の観点について引き続き検討中であることをふまえ、2021年度については、バイオマス発電の新規燃料を認めない」とする意見が取りまとめられました。引き続き、これらの意見を尊重して検討を進める考えです。</p>
30	<p>マイティアースは、土地、海洋、気候を守るために活動する世界的なNGOであり、森林減少、気候変動、バイオ燃料とパーム油が主な活動の分野である。2020年に日本政府が新しい炭素中立の目標を設定したが、再生可能エネルギーその目標を達成するためにGHG制限が必要になる。</p> <p>FIT制度がまだライフサイクルGHGの基準がなく、また今度のガイドラインが去年から大きな変更がないのは非常に残念である。補助金を効果的に気候変動対策として使えるようにし、大気中のCO2を今後10-20年間減らす事のできないバイオマス発電をFITから外すべきである。新規燃料も既存燃料もGHG基準に早めに対処すべきである。</p> <p>また森林由来バイオマスの炭素循環が割と長い（樹木の成長が数十年間から数百年間もかかる）特に問題が多い。海外の遠い国、特に米国の東海岸からの輸送や土地利用変化などのCO2排出も多い可能性がある。量が制限されている持続可能なバイオマス燃料であっても、発電効率と熱利用を義務付けるべきである。2050年の目標を念頭に、厳しい短期GHG基準を採用することをお勧めする。</p>	
31	<p>■P4 新規燃料の取扱い</p> <p>「ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものを、FITの対象とする。」とあるが、化石燃料と比べて大幅にライフサイクルGHG排出量が削減できることが、絶対条件であり、その上でその他の持続可能性基準を更に満たした燃料だけをFIT対象とすべきである。GHGが若干削減できる程度の燃料では、本来FIT制度が原則とすべき有意なGHG削減には繋がらないため、国民からの拠出金を利用して取り組むべきことではない。</p> <p>そもそも満たすべき持続可能性基準が未だに策定されていないため、早急に基準を示すべきである。</p>	<p>バイオマス発電の新規燃料の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会で、「食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。なお、既に取り扱っている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行う。」とする意見が取りまとめられました。また、2020年度の調達価格等算定委員会で、「今年度、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、「食料競合」・「ライフサイクルGHG」、「第三者認証スキームの追加等」について、その内容を専門的・技術的に検討し、「食料競合の考え方については整理が進んだものの、ライフサイクルGHG等の観点について引き続き検討中であることをふまえ、2021年度については、バイオマス発電の新規燃料を認めない」とする意見が取りまとめられました。引き続き、これらの意見を尊重して検討を進める考えです。</p>
32	<p>バイオマス発電に使用する（燃やす）素材の燃焼時の悪影響について検討されていないのはなぜか。</p> <p>パーム油、ボンガミア、木質チップ、ココナッツ油などすべて特性が違う原材料であり、すべて燃焼時の影響は異なるはずである。その中には燃焼させて悪影響が出る素材もあるはずであり、ましてや超大量に燃やすわけだから、その影響を調べて安全性を調査しないのは横着だと思う。特に植物油関連はMIXもしくは多種多様な油を使う方向になっていきそうだが、今までになかった未知の油（とくにボンガミア）など今まで大量に燃やしたことがない油を根拠もなしにエネルギーとして使用するのには問題があると思う。</p>	
33	<p>■P3 認証制度の活用について</p> <p>RSPO、RSBに追加してGGLが新しく認められているが、どの認証制度を活用するにせよ、化石燃料比でどの程度のGHG削減を実現するために各認証を採用するのか、明確な根拠を示すべき。燃料の持続可能性には、ライフサイクルGHG排出量の大幅な削減が大前提として必要であり、大幅な削減が見込めない燃料は、そもそも使うべきではない。</p>	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
34	<p>・該当箇所 (留意事項) 新規燃料の取扱いについて 現時点でFITの新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、主産物はパーム油、副産物はPKS及びパームトランクに限る。</p> <p>・意見内容 私たちは、パーム油に替え、カシュナツツシェル油を燃料とした発電を計画している事業者による任意団体である。「現時点でFITの新規認定の対象となる農産物のバイオマスは、主産物はパーム油に限る」について、再考を求める。</p> <p>・理由 1, 食料競合について 私たち事業者が、インドより輸入するカシュナツツシェル油は、元より船舶・自動車塗料用に生産加工されたオイルを転用するものであり、パーム油のように新規に栽培加工されるものではない。</p> <p>2, 環境問題について 数世紀に亘ってインドでは、カシュナツツシェル油が塗料・石鹸・化粧品等の原料用の工業オイルとして生産されています。パーム油のように新規に栽培加工されるものではなく、原生林の乱伐や生産施設の建設等による環境破壊の問題はない。</p> <p>3, 供給持続性・調達価格について カシュナツツシェル油の供給元である「フェルナンデス・ブラザース社」はインドでは有力なメーカーで、供給持続性の問題はありませぬ。安定した価格で20年間の供給を保証する。</p> <p>4, 事業化検討中の企業が多数 パーム油の価格・供給の問題で、パーム油燃料での発電を断念した事業者から、私たちにに対し、カシュナツツシェル油の供給を要望・相談が多数寄せられている。</p>	<p>バイオマス発電の新規燃料の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。なお、既に取り手の対象となっている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行う。」とする意見が取りまとめられました。また、2020年度の調達価格等算定委員会では、「今年度、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、「食料競合」・「ライフサイクルGHG」、「第三者認証スキームの追加等」について、その内容を専門的・技術的に検討し、「食料競合の考え方については整理が進んだものの、ライフサイクルGHG等の観点について引き続き検討中であることをふまえ、2021年度については、バイオマス発電の新規燃料を認めない」とする意見が取りまとめられました。引き続き、これらの意見を尊重して検討を進める考えです。</p>
35	<p>・該当箇所 (留意事項) 新規燃料の取扱いについて 現時点でFITの新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、主産物はパーム油、副産物はPKS及びパームトランクに限る。</p> <p>・意見内容 私たちは、パーム油に替え、カシュナツツシェル油を燃料としたバイオマス発電を計画中の事業者である。「現時点でFITの新規認定の対象となる農産物のバイオマスは、主産物はパーム油に限る」について、再考を求める。</p> <p>・理由 1, 食料競合について 私たち事業者がインドより輸入予定のカシュナツツシェル油は、元来より船舶・自動車塗料用に生産加工されたオイルをバイオマス発電燃料として転用するものであり、パーム油のように新規に農場にて栽培加工されるものではない。従って食料競合に該当しないと考える。</p> <p>2, 環境問題について 数世紀に亘ってインドでは、カシュナツツシェル油が塗料・石鹸・化粧品等の原料用の工業オイルとして生産され、我国を含む各国に輸出されている。従って、パーム油のように新規に栽培加工されるものではなく、原生林の乱伐や生産施設の建設等による環境破壊の問題はない。</p> <p>3, 供給持続性・調達価格について 私たちが輸入予定のカシュナツツシェル油の供給元であるインドの会社は、カシュナツツシェル油の有力なメーカーで、供給持続性の問題は無い。安定した価格で20年間の供給を保証する。</p> <p>4, パーム油での事業を断念、カシュナツツシェル油に要望が多数 パーム油の価格・供給の問題で、パーム油燃料での発電を断念した事業者から、カシュナツツ油を燃料とするバイオマス発電を前提に、私たちにに対し、カシュナツツシェル油の供給を要望・問合せが多数きている。是非の再考を求める。</p>	<p>バイオマス発電の新規燃料の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。」とする意見が取りまとめられました。これを受けて、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、専門的・技術的な検討を行い、「食料競合の懸念の有無は、①可食か否か、②土地利用変化への影響により判断。具体的には、非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものと判断。」と整理しました。同ワーキンググループは、調達価格等算定委員会に対し、当該検討結果について報告しており、今般の取扱い、それを尊重して記載しているものです。</p>
36	<p>p.4 (留意事項) 新規燃料の取扱いについて ・「現時点でFITの新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、主産物はパーム油、副産物はPKS及びパームトランクに限る。これ以外の燃料については、食料競合に関する専門的・技術的な検討を行った結果、食料競合の懸念の有無は、丸1可食か否か、丸2土地利用変化への影響により判断、具体的には非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものとの判断基準に照らして、(略)」 →「食料と競合する農作物の収穫に伴って生じるバイオマスは、主産物・副産物ともにFITの新規認定の対象としない」</p> <p>・「食料競合の懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FITの対象としない。」 →新規燃料のみならず、既存燃料も同じ規定を適用すべきである。</p> <p>・「ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものを、FITの対象とする。」 →新規燃料のみならず、既存燃料も同じ規定を適用すべきである。</p>	<p>バイオマス発電の新規燃料の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。」とする意見が取りまとめられました。これを受けて、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、専門的・技術的な検討を行い、「食料競合の懸念の有無は、①可食か否か、②土地利用変化への影響により判断。具体的には、非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものと判断。」と整理しました。同ワーキンググループは、調達価格等算定委員会に対し、当該検討結果について報告しており、今般の取扱い、それを尊重して記載しているものです。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
37	<p>■P4 食料競合</p> <p>・「食料競合に関する専門的・技術的な検討を行った結果、食料競合の懸念の有無は、(1)可食か否か、(2)土地利用変化への影響により判断、具体的には非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものとの判断基準に照らして」とあるが、カスケード利用の原則に則り、バイオマス資源は、食品に限らず、製品として価値の高い順に可能な限り繰り返し利用し、最後にエネルギー利用を行う、といった多段階的な利用をすべきである。</p> <p>・食料競合の懸念について検討を行ったにもかかわらず、パーム油の燃料利用を引き続き認めている根拠を示すべきである。</p>	<p>バイオマス発電の新規燃料の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。」とする意見が取りまとめられました。</p> <p>これを受けて、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、専門的・技術的な検討を行い、「食料競合の懸念の有無は、①可食か否か、②土地利用変化への影響により判断。具体的には、非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものと判断。」と整理しました。同ワーキンググループは、調達価格等算定委員会に対し、当該検討結果について報告しており、今般の取扱いは、それを尊重して記載しているものです。</p> <p>また、現時点でFIT制度の新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスとしてパーム油が認められているのは、過年度の調達価格等算定委員会において明示的に議論した上で、FIT制度の対象とする旨の意見が取りまとめられ、その意見を尊重して取扱いを決定しているためです。</p>
38	<p>FITを用いたパーム油発電に断固反対する。</p> <p>FITを用いたPKS、パームトランク等バイオマス発電に断固反対する。</p> <p>FITを用いた輸入バイオマス発電に断固反対する。</p> <p>ベトナムの偽装ペレット疑いのようなことが起こらないように制度を作ることを求める。</p> <p>北米の森林破壊につながるペレットに規制することを求める。</p> <p>少なくともFITで認められるバイオマス発電の燃料は日本国内のもののみとすべき。</p>	<p>パーム油、PKS、パームトランクを燃料とするバイオマス発電について、燃料の持続可能性が確保できていない案件がある、あるいは、エネルギー自給率の向上や地域活性化に結びつかないためFIT制度の対象とすべきではない、といった御指摘があることは承知しています。他方で、エネルギー政策の3Eの観点からは、様々なバイオマス燃料を活用することは、①燃料の多様化により燃料調達に係るリスクが相対的に低減し、エネルギー安定供給（Energy Security）に資するものであり、②現時点での発電コストは高いものの、様々な燃料間のコスト競争が行われることで、FIT制度からの自立化を見据えたコストダウンが進展すれば、経済効率性（Economic Efficiency）の向上にも繋がり、③適切に持続可能性が確認される前提で導入が進めば、環境（Environment）への適合が図られるという考え方もあります。こうした論点を含めて、これまでの調達価格等算定委員会で検討が行われ、その意見を尊重し、パーム油、PKS、パームトランクを燃料とするバイオマス発電についてもFIT制度の対象とすることとした上で、厳格に燃料の持続可能性の確認を行うこととしています。</p>
39	<p>FITを用いたパーム油発電に断固反対する。</p> <p>FITを用いたPKS、パームトランク等バイオマス発電に断固反対する。</p> <p>FITを用いた輸入バイオマス発電に断固反対する。</p> <p>ベトナムの偽装ペレット疑いのようなことが起こらないように制度を作ることを求める。</p> <p>北米の森林破壊につながるペレットに規制することを求める。</p> <p>少なくともFITで認められるバイオマス発電の燃料は日本国内のもののみとすべき。</p> <p>バイオマス発電をFITで認めること自体を再検討すべき。</p> <p>バイオマスは熱利用に止めるべきである。</p>	<p>バイオマス発電の新規燃料の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。なお、既に取り扱っている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行う。」とする意見が取りまとめられました。また、2020年度の調達価格等算定委員会では、「今年度、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、「食料競合」・「ライフサイクルGHG」、「第三者認証スキームの追加等」について、その内容を専門的・技術的に検討し、「食料競合の考え方については整理が進んだものの、ライフサイクルGHG等の観点について引き続き検討中であることをふまえて、2021年度については、バイオマス発電の新規燃料を認めない」とする意見が取りまとめられました。引き続き、これらの意見を尊重して検討を進める考えです。</p> <p>また、現時点でFIT制度の新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスとしてパーム油が認められているのは、過年度の調達価格等算定委員会において明示的に議論した上で、FIT制度の対象とする旨の意見が取りまとめられ、その意見を尊重して取扱いを決定しているためです。</p>
40	<p>・栽培・生産・加工・輸送・燃焼にいたる合計のGHG排出に、一定の上限を設けるべきである。たとえば国際エネルギー機関（IEA）のSDシナリオで掲げている27.1gCO2-eq/MJ-Electricity（=97.6gCO2-eq/kWh）を上限とすべきである。</p> <p>理由：森林減少をとまなう、もしくは大量の温室効果ガスの発生をとまなう事業を認定することは、FIT法の趣旨に反する。新規燃料のみならず、既存燃料についても、GHG排出を評価すべき。</p> <p>・パーム油は大量のGHG排出や森林減少リスクを伴い、また食料とも競合する。このためFITで認定すべきではない。</p> <p>・新規燃料のみならず、既存燃料についても食料との競合を引き起こすものは不可とすべき。</p> <p>・北米におけるペレット生産や東南アジアにおけるパーム油生産において、生物多様性や先住民族の権利を脅かす事例が報告されている。第三者認証によって持続可能性が認証されれば全てよしとするのではなく、その内容を精査するチェック機能が必要である。</p> <p>・持続可能性及び合法性が確認されていない輸入木質ペレットやチップを排除する仕組みが必要である。森林認証によって持続可能性及び合法性を証明する発電事業者や商社等の中には、サプライヤーのCoC認証しか確認していない事例がある。ベトナムからの輸入木質ペレットに関しては、認証材と偽って輸入されたものが含まれている疑いもある。原因として、発電事業者や商社等がFM認証とCoC認証の双方の確認が必要であることを正しく理解しておらず、また確認方法は是非を監督・是正する体制がないことが考えられる。</p> <p>・住民、NGOや市民団体を含むステークホルダーからのガイドライン違反の指摘等があった場合、そのような苦情を受け付け、調査を行い、事業者に対して改善を求め、改善されなかった場合は認定を取り消すといった透明性の高い仕組みをつくるべきである。</p>	<p>バイオマス発電の新規燃料の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。なお、既に取り扱っている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行う。」とする意見が取りまとめられました。また、2020年度の調達価格等算定委員会では、「今年度、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、「食料競合」・「ライフサイクルGHG」、「第三者認証スキームの追加等」について、その内容を専門的・技術的に検討し、「食料競合の考え方については整理が進んだものの、ライフサイクルGHG等の観点について引き続き検討中であることをふまえて、2021年度については、バイオマス発電の新規燃料を認めない」とする意見が取りまとめられました。引き続き、これらの意見を尊重して検討を進める考えです。</p> <p>また、現時点でFIT制度の新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスとしてパーム油が認められているのは、過年度の調達価格等算定委員会において明示的に議論した上で、FIT制度の対象とする旨の意見が取りまとめられ、その意見を尊重して取扱いを決定しているためです。</p> <p>その他、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
41	<p>■P3 GGL(Green Gold Label)追加について</p> <p>「平成 31 年度エネルギー需給高度化対策に関する調査等事業」（https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000185.pdf）P41 で「International Social and Environmental Accreditation and Labelling (ISEAL：国際社会環境認定表示連合)は、信頼できる持続可能性基準のための国際的な会員協会である。」としているが、GGLはISEAL正会員ではないにもかかわらず追加されている。GGLが信頼に足る認証であることを、客観性をもって示せる根拠を示してほしい。</p>	<p>バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、GGL (Green Gold Label) について、2020年11月に制度事務局より新たに制度の修正提案のあった文書 (GGL 1d. 日本市場への供給に向けた導入文書) において、温室効果ガス等の排出・汚染削減について基準が追加された点を確認しました (なお、GGLの文書は、2020年11月にGGL理事会の承認を受けて発行済みです)。これらの確認結果を踏まえて、同ワーキンググループは、調達価格等算定委員会に対し、第三者認証としてGGLを追加するという検討結果を報告しました。</p>
42	<p>・ 該当箇所 (バイオマス発電GL)</p> <p>第1節3. ④ (3)</p> <p>・ 意見内容</p> <p>第三者認証として"追加されているGGL"について、「GGLの追加に反対」する。</p> <p>・ 理由</p> <p>GGLは、原生林の保護の観点から不適切なため、持続可能性への配慮が乏しい。</p>	<p>これを受けて、2020年度の調達価格等算定委員会では、「持続可能性確認に係る第三者認証について、バイオマス持続可能性ワーキンググループで検討された結果をふまえ、現行認められているRSPO (パーム油が対象) 及びRSB (PKS及びパームトランクが対象) に加えて、GGL (PKS及びパームトランクが対象) を追加で認めることとした。」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱い、同意見を尊重して記載しているものです。</p>
43	<p>p.2 丸4 (3)</p> <p>「第三者認証 (RSPO2013、RSPO2018、RSB又はGGL) により」</p> <p>→RSPO2013では、原生林や絶滅危惧種などが生息する「保護価値が高い」森林は保護されるが、その他の森林は保護されないため、含めるべきではない。そもそもパーム油は、二次的影響を考えれば、認証を取得していたとしても、森林生態系などに与える影響が大きい。また、GHG排出が多いうえに、食料とも競合する。よって、対象とすべきではない。</p> <p>p.2 丸4 (3) 「 (i) 使用しているバイオマス燃料の持続可能性 (合法性) を担保している第三者認証スキームの名称、 (ii) 発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号について、 自社のホームページ等で情報公開すること」</p> <p>→これらに加えて、調達している農園の名称を公開すべきである。</p> <p>p.2 丸4 (3) 「持続可能性 (合法性) が認証された書類の交付を受けること。(中略) 自社のホームページ等で情報公開すること。」</p> <p>→これら要件を満たしていることを確認する体制を整え、要件を満たしていない場合及び認証を取得していても合法性を含む持続可能性に疑いがある場合には、是正を要求すること。また、応じない場合には、認定を取り消す等の罰則を設けること。</p> <p>p.2 丸4 (3) 「経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと。」</p> <p>→「経済産業省に提出すること。」</p> <p>理由) 経済産業省は、持続可能性認証が取得されていることを確認すべきである。</p>	<p>いただいた御意見のうち、1点目について、今回の意見公募にかかる変更点ではないため記載を改めることはできませんが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、現時点でFIT制度の新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスとしてパーム油が認められているのは、過年度の調達価格等算定委員会において明示的に議論した上で、FIT制度の対象とする旨の意見が取りまとめられ、その意見を尊重して取扱いを決定しているためです。</p>
44	<p>農産物由来のバイオマスと同様、森林由来のバイオマスにおいても、持続可能性の確認を例えば下記のようにアップデートすること。</p> <p>現ガイドラインp10 森林認証制度 (※1) における認証が必要であるが、詳細は林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」のうち、_森林認証に関する部分を_参照すること。</p> <p>また、木材のGHG排出量以外での持続可能性を担保する森林認証についても、基準がそれぞれ異なるため、FITバイオマス発電に対して求められる持続可能性の要件が十分に含まれていないものもある。農産物同様、木材についても認証の内容を比較検討し、_求める要件を満たしている認証のみをFITの買取対象とすべき_である。</p> <p>またガイドラインP10にあるとおり、木質バイオマス燃料とする場合は、「法に則って伐採された木材のみを燃料とみとめている」ため、発電所の事業者はクリーンウッド法の登録事業者となり、木材の合法性確保とその報告を行うことを義務付けるべきと考える。</p> <p>p 2</p> <p>「2022年3月31日までその確認を猶予する」</p> <p>→そもそも2018年4月に改訂された事業計画策定ガイドラインで「2019年3月31日まで」とされていた期限が延長されたものであり、コロナという不測の事態があったにせよ、再び猶予する必要はないと考えられる。確認ができるまでの間は、FIT価格での買取をしないということではないか。</p> <p>福知山市においてFIT制度の下で作られたパーム油発電所は、悪臭・騒音の公害により数年間隣住民を苦しめ公害調停に発展した。このようなケースが今後続かないためにもFITの要件としてすべてのバイオマス発電所に環境アセスメントの実施を義務付けるべきと考える。</p>	<p>持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を前提に認められている経過措置について、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、以下内容について取りまとめられました。「第三者認証機関における審査が想定以上に遅延していることに加え、燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響も想定され、発電事業者にとって予見困難な状況変化と考えられる。これに鑑み、発電事業者が、第三者認証を取得したバイオマス燃料の調達のために必要と考えられる準備期間を確保するため、以下のとおり持続可能性確認に係る経過措置を延長。・パーム油の持続可能性確認に係る経過措置を2022年3月末まで1年間延長。・PKS及びパームトランクの持続可能性確認に係る経過措置を2023年3月末まで1年間延長。」</p> <p>これを受けて、2020年度の調達価格等算定委員会では、上記内容について調達価格等算定委員会としても承認する意見が取りまとめられました。今般の取扱い、同意見を尊重して記載しているものです。</p> <p>また、森林由来のバイオマス及び環境アセスメントについていただいた御意見は、今回の改正事項に係るものではないため記載を改めることはできませんが、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
45	<p>バイオマスに関して 第1節 3. 丸4(3) 第三者認証として追加されているGGLは、原生林や高い保護価値の新規栽植を規制するといった栽培時における持続可能性への配慮が全くない。第三者認証として適切だと考える。GGLの追加に反対する。</p> <p>第1節 3. 丸8, 9 持続可能性の確保等に関する情報開示の期限が一年延ばされていることに強く反対する。このような対処は実効性を伴わないガイドラインを生むことに繋がり、市民として強い不信感を抱く。</p> <p>(留意事項) 新規燃料の取扱いについて 検討中であるために新規燃料を認めないと明記されたことを高く評価する。食料競合については、直接的影響だけでなく、間接的影響として、高額取引されることになる燃料作物の生産に転化されることにより、食料作物の生産が減少することや、その価格が高騰する危険性も含めて検討がなされるべきだと考える。</p> <p>第2節 2. 丸1 2018年度以降認定に対して発注を「行うよう努めること」と弱められていることに大きな疑問を抱く。説明を求める。</p> <p>第3節 2. 丸5 詳細な記述を削除されたことに不安を覚える。むしろ、現行で国内森林に限られている木質バイオマスについて国外も含めて確認の範囲を広げ、トレーサビリティの確保に努めるべきだと考える。</p> <p>別紙 地域活用要件について (1) 丸3 熟の常時利用構造を求められたことを評価する。</p>	<p>いただいた御意見のうち、1点目について、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、GGL（Green Gold Label）について、2020年11月に制度事務局より新たに制度の修正提案のあった文書（GGL 1d. 日本市場への供給に向けた導入文書）において、温室効果ガス等の排出・汚染削減について基準が追加された点を確認しました（なお、GGLの文書は、2020年11月にGGL理事会の承認を受けて発行済みです）。これらの確認結果を踏まえて、同ワーキンググループは、調達価格等算定委員会に対し、第三者認証としてGGLを追加するという検討結果を報告しました。</p> <p>これを受けて、2020年度の調達価格等算定委員会では、「持続可能性確認に係る第三者認証について、バイオマス持続可能性ワーキンググループで検討された結果をふまえ、現行認められているRSPO（パーム油が対象）及びRSB（PKS及びパームトランクが対象）に加えて、GGL（PKS及びパームトランクが対象）を追加で認めることとした。」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、同意書を尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、2点目について、持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を前提に認められている経過措置について、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、以下内容について取りまとめられました。「第三者認証機関における審査が想定以上に遅延していることに加え、燃料調達国において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動が制限されることによる影響も想定され、発電事業者にとって予見困難な状況変化と考えられる。これに鑑み、発電事業者が、第三者認証を取得したバイオマス燃料の調達のために必要と考えられる準備期間を確保するため、以下のとおり持続可能性確認に係る経過措置を延長。・パーム油の持続可能性確認に係る経過措置を2022年3月末まで1年間延長。・PKS及びパームトランクの持続可能性確認に係る経過措置を2023年3月末まで1年間延長。」</p> <p>これを受けて、2020年度の調達価格等算定委員会では、上記内容について調達価格等算定委員会としても承認する意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、同意書を尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、3点目について、バイオマス持続可能性ワーキンググループでは、専門的・技術的な検討を行い、「食料競合の懸念の有無は、①可食か否か、②土地利用変化への影響により判断。具体的には、非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものと判断。」と整理しました。同ワーキンググループは、調達価格等算定委員会に対し、当該検討結果について報告しており、今般の取扱いは、それを尊重して記載しているものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、4点目について、御指摘の点は、調達価格等算定委員会において、「平成30年度以降の調達価格等に関する意見」として取りまとめられた内容を尊重して記載しているものであり、当該取りまとめ内容について、より正確な表現となるようガイドラインの記載を見直したものです。</p> <p>いただいた御意見のうち、5点目について、バイオマス発電の事業実施に当たっては、燃料安定調達を確保することが重要であり、燃料種に関わらず燃料調達の履歴について記録と保存を求めています。また、御指摘いただいた箇所について、国内森林に係る木質バイオマスについては、これまで特出しする意図で記載されていましたが、今回、事業者への分かりやすさの観点から削除して簡明化を図ることを考えておりました。他方、いただいた御意見も踏まえ、「例えば、国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達に当たっては、伐採等届出の提出等森林法の規定に従い伐採が行われたものであることを確認すること。」と、例示として記載させていただきます。</p> <p>いただいた御意見のうち、6点目について、御意見を踏まえ、適切な執行に努めてまいります。</p>
46	<p>FIT認定を取得した案件については、通常すみやかな建設・稼働が望ましいが、バイオマス発電に関しては、バイオマス燃料の持続可能性についてのGHG基準の詳細等がまだ未定であることを鑑み、当面、運転開始期限及び設備発注期限を定めないこととしてはどうか。</p>	<p>バイオマス発電の運転開始期限については、パブリックコメントを経て、再エネ特措法施行規則の改正（平成30年経済産業省令第7号）および価格告示の改正（平成30年経済産業省告示第50号）において既にルールとして規定し、現在施行されている事項です。また、バイオマス発電の設備発注期限についてもパブリックコメントを経て、事業計画策定ガイドラインの改正（2018年4月1日公表）において既に現行ルールとして規定している事項です。これらについては今回の改正事項に係るものではないと考えておりますので、いただいたご意見については、ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
その他の事項に関する御意見		
47	<p>自動車が2035年までに電動化されれば、原発数基分の発電所が必要となり、また、今後、家庭や事業所における都市ガス、LPガスなどを電氣化した場合は、これまたこれまで以上の発電容量が必要となる。それに現在の火力発電所を脱炭素タイプに変えていくこととなる。</p> <p>再生可能エネルギー特に太陽光発電などのFITなしでの7円/KWの調達を目標にしているが、発電所建設は低調になり、今後 上記の様な膨大な需要を賄う規模の発電所を作るのは不可能である。</p> <p>昨年末にJEPXでは液化天然ガス不足で単価が急騰した。今後、世界的に見て天然ガス由来の発電もコストのかかるものになっていく。原発も耐震工事、テロ防止工事など含みますと到底7円/KWではない。</p> <p>規制ばかりしても、将来の電力が不足したのでは、もっと酷い社会が訪れる。 発電所建設は少しバブっているくらいで2035年あたりを折り返さないと2050年の脱炭素社会は実現はむずかしいと考える。再生可能エネルギー賦課金は多くなってよい。多くなれば、企業は自社発電しますし、個人宅もソーラーや蓄電池を導入する。いままででない時代を迎えるので、それなりの痛みも伴う。</p> <p>転売を良しとしない低圧のソーラーがあるなら、自家消費など要件を使わず、名義変更は5年後からとか 名義変更時高額の名義変更料をもらえばよい。 (相統等は別)</p> <p>日本の土地は狭いく小さく分割されている。大規模なソーラーやその他再生可能エネルギー発電所をポンポンつくることはできない。 小さい遊休地でも発電施設にして、将来の電力需要を賄う必要があると考える。</p> <p>上記のことを、考慮してほしい。</p>	ご意見として承り、今後の執務の参考とさせていただきます。
48	<p>太陽光のガイドラインにおける「電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、事業終了時まで、適切な方法で管理及び保存すること。〔再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号〕」との記載について、「努めること」の推奨から、義務化されたことに賛成する。電気事業法と再エネ特措法が連携し、運用面でもしっかりと確認できる体制を整え、適切な太陽光発電設備が拡大することを期待する。 「再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号」は、「再エネ特措法施行規則第5条第1項」もしくは「再エネ特措法施行規則第4条第2項第1号」であるかご確認いただきたい。</p>	いただいた御意見を踏まえ、制度の適切な運用を行ってまいります。なお、ご指摘の「再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号」の記載については、「再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号」のままで正しい表記となっております。
49	<p>太陽光のガイドラインにおける「出力 10kW 以上 50kW 未満の営農型太陽光発電等を実施し、柵等により営農上支障が生じると判断される場合には、柵等の設置を省略することができることとする。」との記載について、50kW以上の高圧設備の営農型太陽光発電等は電気事業法上の適用を受けることを明確化したものと理解し、賛成する。本記載に基づき、運用においても適切に実行されることをを期待する。</p>	いただいた御意見を踏まえ、制度の適切な運用を行ってまいります。
50	太陽光のガイドラインにおける「変更認定時の年度の調達価格が適用されることとなる事業計画の変更」について、今回改正が行われる背景を確認したい。	未稼働措置の対象となっていないもの（例えば、昨年4月時点で未稼働措置の対象となっていなかった2016年度認定分）については、太陽光パネルの変更を行えば調達価格が変更されることになっていましたが、2016年度認定分についても、昨年12月、未稼働措置を講じたことから、今回改正を行うものです。
51	風力のガイドラインの3用語の整理にある⑥風技省令は、⑤風技省令ではないか	ご指摘を踏まえ修正致します。